

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第29号

(公財)しまね農業振興公社
(農地バンク)

2021年 3月 発刊
松江市黒田町432番地1
0852-20-2871

所有者不明農地制度の概要について!!

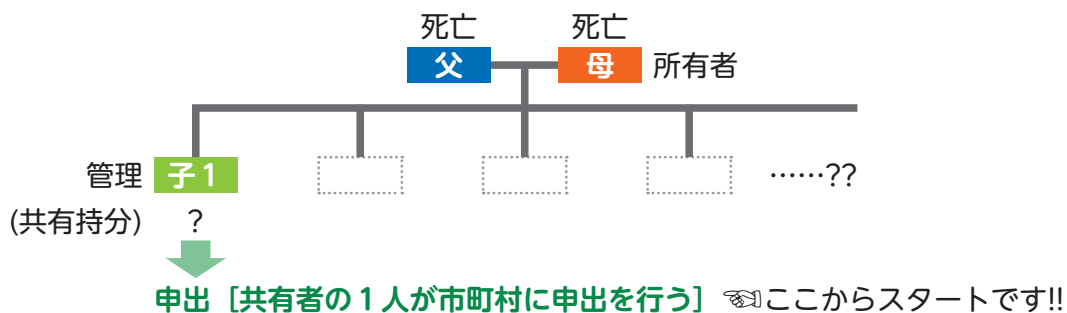
続編

前回紹介させていただきました「農地法によるもの」に続いて今回は、「農業経営基盤強化促進法によるもの」について見ていきたいと思います!!

まずは制度の活用契機から見てみましょう!!

借受希望がある農地が、以下に該当する場合、「基盤法の所有者不明制度」を活用することで農地の貸し借りが可能となります。(ただし農地中間管理事業での貸し借りに限定されます。)

- 所有者が亡くなり、共有者の1人は判明していて、実際に管理をしているが、他の共有者が判明しない場合で、共有者の同意が得られず利用権設定ができない農地



次に手続きについて見てみましょう!!

申出がなされた共有者名で市町村が「農用地利用集積計画の案」を作成

市町村が農業委員会に所有者に関する情報の探索を要請

農業委員会が所有者に関する情報を探索し、他の共有者の同意を得る

過半の同意を得られなかった時は、農業委員会が「農用地利用集積計画」の公示を行う

反対者が現れなかった場合は農業委員会が市町村へ通知

市町村が農用地利用集積計画を公告

県公社への利用権設定→県公社からの貸付け

最後に事例についてご紹介します!!

〈事例〉

某地区では、ほ場整備事業を実施することとなり、所有者 30 名が存在していた。

この内、1 名の方は死亡されており、その相続人である A が存在していたため、A に他の相続人の確認をしたところ、以下の内容の返事であった。

- ・父母は亡くなって、兄弟は自分を含めて 3 人いるが、疎遠となっている。
- ・とりあえず、自分が固定資産税も支払ってきており、管理もしていたが、高齢になってきて、貸付けできるものなら誰かに頼みたい。

以上により、A から某市町村へ貸付けの申出がなされた。

某市町村で集積計画の案を作成し、農業委員会に探索の要請を行った。

農業委員会で探索をし、公示を行ったが反対もなかったことから、集積計画の案のとおりに某市町村で公告をし、県公社と 10 年の利用権設定を行った。

〈解説〉

- 基盤法の所有者不明制度は、誰か一人でも共有者（相続人）が判っている場合には、明らかに所有者の過半が判明している場合を除き、活用できます。



編集後記



2号に渡って「所有者不明制度」についてご紹介させていただきましたが、いかがでしたでしょうか。

これまでは、共有者の過半に満たない同意の場合或いは所有者が全く不明な場合には、“借りたくても、なかなか借りられなかった”のですが、当該制度活用によりこれが可能となったことは、遊休農地の発生防止の観点からも「一筋の光が差したのでは…」と感じております。

(K・N)

